

事務連絡
令和元年10月18日

法務局民事行政部首席登記官 殿
地方法務局首席登記官 殿

法務省民事局民事第二課
法務省民事局商事課

令和元年台風第19号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の施行について

令和元年台風第19号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年政令第129号）が、本日公布及び施行され、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「特別措置法」という。）第2条第1項の特定非常災害として令和元年台風第19号による災害が指定されるとともに、特別措置法第4条第1項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限が令和2年1月31日とされましたので、お知らせします。

特別措置法第4条第2項の規定により、建物の滅失登記、会社の役員の変更の登記等の申請をすべき期間が定められているものであって、特定非常災害により当該期間内に申請がされなかったものについて、令和2年1月31日までに当該申請がされた場合には、その不履行についての責任は問われないこととなりますので、その旨を御留意願います。

なお、特別措置法第3条による特定権利利益に係る事務の取扱いについては、別途連絡します。